



# 鳥取県公報

平成 30 年 3 月 27 日 (火)  
号外第 25 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (2) (教育委員会事務局教育総務課) . . . . . 4
	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (3) (教育委員会事務局小中学校課) . . . . . 9
	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例 (4) (危機管理政策課) . . . . . 14
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (5) (財政課) . . . . . 15

## ==== 公布された条例のあらまし ====

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が置かれることに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 教育長が特別職の職員となること等に伴い、次の条例について所要の規定の整備を行う。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

ウ 鳥取県職員定数条例

エ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

オ 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

(2) 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

## 1 条例の新設理由

学校教育法等の一部が改正され、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 次の条例について所要の規定の整理を行う。

ア 鳥取県情報公開条例

イ 職員の給与に関する条例

ウ 職員の特殊勤務手当に関する条例

エ 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

オ 子育て王国とっとり条例

カ 災害遺児手当助成条例

キ 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例

ク 鳥取県教育審議会条例

ケ 鳥取県暴力団排除条例

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

被災者の生活復興支援体制の構築を図るため、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

(1) 県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。

(2) 施行期日は、平成30年4月1日とする。

◇鳥取県基金条例の一部改正について

## 1 条例の改正理由

設置目的に定める事業が終了した基金を廃止する。

## 2 条例の概要

## (1) 次の基金を廃止する。

ア 鳥取県地域医療再生基金

イ 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金

## (2) 施行期日等

ア 施行期日は、平成30年3月31日とする。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日とする。

(ア) イに関する事項 公布日

(イ) (1)のアに関する事項 平成30年4月1日

イ 所要の経過措置を講ずる。

ウ 鳥取県国民健康保険条例について、所要の規定の整備を行う。

# 条 例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第 2 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 知事等の退職手当に関する条例（昭和37年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第 2 条第 5 項及び第 3 条第 2 項の規定に基づき、知事、副知事、<u>教育長</u>、病院事業の管理者及び常勤の監査委員の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>教育長</u>、病院事業の管理者及び常勤の監査委員（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第 3 条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 教育長 100分の30</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）第 2 条第 5 項及び第 3 条第 2 項並びに<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）第 2 条第 1 項</u>の規定に基づき、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>常勤の監査委員及び教育長</u>の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、<u>常勤の監査委員及び教育長</u>（以下「知事等」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、知事等が任期満了により退職した後に当該任期満了に伴う選挙、選任又は任命により再び知事等となったときは、支給しない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第 3 条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p>

<p>(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>教育長</u>又は<u>病院事業の管理者</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の<u>先の教育長</u>又は<u>病院事業の管理者</u>としての引き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続く後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあつては、引き続く教育長としての勤続期間）に通算する。</p> <p>4 略</p>	<p>(4) 略</p> <p>(5) <u>教育長</u> <u>100分の30</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(教育長の退職手当の特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>病院事業の管理者</u>又は<u>教育長</u>から次条の規定により退職手当を支給されないで職員等となり引き続いて職員等として在職した後引き続いて教育長となった者の<u>病院事業の管理者</u>又は<u>先の教育長</u>としての引き続いた在職期間の始期から職員等としての引き続いた在職期間の終期までの在職期間（次項において「特定在職期間」という。）は、その者の引き続く後の教育長としての勤続期間（病院事業の管理者であった教育長にあつては、引き続く教育長としての勤続期間）に通算する。</p> <p>4 略</p>
--	---

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>教育長</u>及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;">月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;">月額 156,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額	教育委員会の委員	月額 156,000円	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特別職の職員（議会の議員及び<u>教育長である教育委員会の委員</u>を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員（教育長である）</td> <td style="text-align: center;">月額 156,000円</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	略		教育委員会の委員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員（教育長である）</td> <td style="text-align: center;">月額 156,000円</td> </tr> </table>	委員長	月額 191,000円	委員（教育長である）	月額 156,000円
区分	報酬又は給料の額																		
略																			
教育長	月額744,000円を超えない範囲内において知事が定める額																		
教育委員会の委員	月額 156,000円																		
区分	報酬又は給料の額																		
略																			
教育委員会の委員	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: center;">月額 191,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員（教育長である）</td> <td style="text-align: center;">月額 156,000円</td> </tr> </table>	委員長	月額 191,000円	委員（教育長である）	月額 156,000円														
委員長	月額 191,000円																		
委員（教育長である）	月額 156,000円																		

略
---

別表第2（第7条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓 料(1夜 につき)
				甲地方	乙地方	丙地方	
略							
教育委員会の委員	旅客運賃(3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金	円	円	円	円	円	円
		2,600	13,100	11,800	10,200	2,600	

者を除く。)
略

別表第2（第7条関係）

区分	鉄道賃	船賃	日当 (1日に つき)	宿泊料(1夜につき)			食卓 料(1夜 につき)
				甲地方	乙地方	丙地方	
略							
教育委員会の委員	旅客運賃(3階級区分船舶による旅行の場合には中級の旅客運賃、2階級区分船舶による旅行の場合には下級の旅客運賃。ただし、知事が別に定める旅行の場合には、いずれも上級の旅客運賃)、寝台料金、特別船室料金	円	円	円	円	円	円
		2,600	13,100	11,800	10,200	2,600	

	限 る 。 ) 並 び に 座 席 指 定 料 金	(知事 が別に 定める 旅行に 係る場 合に限 る。)							限 る 。 ) 並 び に 座 席 指 定 料 金	(知事 が別に 定める 旅行に 係る場 合に限 る。)							略	備考 略
略																		

(鳥取県職員定数条例の一部改正)

第3条 鳥取県職員定数条例(平成6年鳥取県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、知事の事務部局、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の事務局、企業局並びに議会の事務局の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「<u>県費負担教職員</u>」という。)のうち、一般職の地方公務員である者(教育長及び臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>教育長</u>、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並び</p>

<p>び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。</p>	<p>にこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等（以下「役員等」という。）に就任している法人その他の団体（境港管理組合を除く。）は、指定管理者になることができない。</p>
---	--

(鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第5条 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成14年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>5人</u>とする。</p>	<p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、<u>6人</u>とする。</p>

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止)

第6条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和34年鳥取県条例第42号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定によりなお従前の例により在職する期間においては、第1条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正後の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の知事等の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の規定、第3条の規定による改正前の鳥取県職員定数条例の規定、第4条の規定による改正前の鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定、第5条の規定による改正前の鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の規定及び第6条の規定による廃止前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。



学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第 3 号**

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第 1 条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(開示義務)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は<u>義務教育学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒</u>(以下この号及び第18条の 2 において「児童等」という。)の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>	<p>(開示義務)</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合には、前項の規定にかかわらず、当該開示請求に係る公文書を開示しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 小学校の児童、中学校の生徒又は特別支援学校の児童若しくは生徒(以下この号及び第18条の 2 において「児童等」という。)の全国的又は全県的な学力の実態を把握するため実施される調査の学級ごとの集計結果であって、児童等の数が10人以下の学級に係るもの</p> <p>(8) 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の 8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部</u>をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第 9 教育職給料表等級別基準職務表(第 3 条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>小学校、中学校又は義務教育学校</u>の</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1 級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> の	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第16条の 8 義務教育諸学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～5 略</p> <p>別表第 9 教育職給料表等級別基準職務表(第 3 条関係)</p> <p>ア 略</p> <p>イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職務の級</th> <th style="text-align: center;">標準的な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 級</td> <td style="text-align: center;"><u>中学校又は小学校</u>の講師、助教諭又</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	標準的な職務	1 級	<u>中学校又は小学校</u> の講師、助教諭又
職務の級	標準的な職務								
1 級	<u>小学校、中学校又は義務教育学校</u> の								
職務の級	標準的な職務								
1 級	<u>中学校又は小学校</u> の講師、助教諭又								

	講師、助教諭又は養護助教諭の職務		は養護助教諭の職務
2級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭又は養護教諭の職務	2級	中学校又は小学校の教諭又は養護教諭の職務
特2級	中学校又は義務教育学校の主幹教諭の職務	特2級	中学校の主幹教諭の職務
3級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務	3級	中学校の副校長又は中学校若しくは小学校の教頭の職務
4級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務	4級	中学校又は小学校の校長の職務

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校、<u>中学校又は義務教育学校</u>の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(多学年学級担当手当)</p> <p>第12条 多学年学級担当手当は、公立の小学校又は<u>中学校</u>の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を引き続き1週間以上担当する教諭、助教諭及び講師のうち次の各号に掲げる者を除く者(以下この条において「教諭等」という。)が、当該学級における授業又は指導業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>												
<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、<u>中学校、義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校又は義務教育学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校又は義務教育学校		略		<p>(教育業務連絡指導手当)</p> <p>第25条 教育業務連絡指導手当は、公立の小学校、<u>中学校、高等学校又は特別支援学校</u>に所属する主幹教諭、教諭又は養護教諭のうち、次の表に定める教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する主幹教諭、教諭又は養護教諭が、当該担当に係る業務に従事したときに支給する。</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 略</p>	小学校	略	中学校		略	
小学校	略												
中学校又は義務教育学校													
略													
小学校	略												
中学校													
略													

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第4条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校又は特別支援学校をいう。 2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。 2 略</p>
---	---

(子育て王国とっとり条例の一部改正)

第5条 子育て王国とっとり条例（平成26年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策</td> <td>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	略		安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略	略		<p>別表（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 80%;">施策の主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安心に満ちた子育てと豊かな子どもを支援する施策</td> <td>1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	施策の主な内容	略		安心に満ちた子育てと豊かな子どもを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略	略	
区分	施策の主な内容																
略																	
安心に満ちた子育てと豊かな子どもの学びを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略																
略																	
区分	施策の主な内容																
略																	
安心に満ちた子育てと豊かな子どもを支援する施策	1～3 略 4 保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び児童発達支援又は医療型児童発達支援を提供している施設（以下「保育所等」という。）において、発達段階に応じた基本的な知識及び技能を習得させ、それらを活用できる思考力、判断力、表現力等を育成する取組を充実させること。 5～9 略																
略																	

(災害遺児手当助成条例の一部改正)

第6条 災害遺児手当助成条例（昭和47年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校、<u>義務教育学校の後期課程</u>又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「災害遺児」とは、義務教育終了前の児童（15歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続いて中学校又は特別支援学校の中学部に在学する児童を含む。）で県内に住所を有するもののうち、その養育者（児童を監護し、かつ、その生計を維持し、又は同じくする者で、規則で定めるものをいう。）が天災又は交通事故、海難その他の事故（以下「災害」とい</p>

<p>事故（以下「災害」という。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>	<p>う。）により死亡し、又は障害の状態（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第2に定める程度の障害の状態をいう。以下同じ。）となったもの（夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が災害により死亡し、又は障害の状態となった当時胎児であった子が生まれた場合における当該子を含む。）をいう。</p>
---	--

（鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に                  応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円                  （ア）～（オ） 略</p> <p>（カ） <u>同居する者に中学校（義務教育学校の後                  期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支                  援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号                  において同じ。）を卒業し、又は修了するま                  での児童がいること。</u></p> <p>（キ） 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第5条 県営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者にあつては、第1号、第3号及び第4号）の条件を備えている者とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に                  応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 次のいずれかに該当する場合 21万4千円                  （ア）～（オ） 略</p> <p>（カ） 同居する者に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。第7条第4項第1号において同じ。）を卒業し、又は修了するまでの児童がいること。</p> <p>（キ） 略</p> <p>イ・ウ 略</p> <p>（3）・（4） 略</p> <p>2・3 略</p>

（鳥取県教育審議会条例の一部改正）

第8条 鳥取県教育審議会条例（平成18年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす</p>	<p>（分科会）</p> <p>第10条 審議会に、次の表の左欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとす</p>

<p>る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略		<p>る。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th>所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校等教育分科会</td> <td>公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p>	名称	所掌事務	学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。	略	
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													
名称	所掌事務												
学校等教育分科会	公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「公立学校等」という。）の教育の振興に関する重要事項（学校運営分科会及び生涯学習分科会の所掌事務に属するものを除く。）を調査審議し、及び建議すること。												
略													

(鳥取県暴力団排除条例の一部改正)

第9条 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、<u>義務教育学校（後期課程に限る。）</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>	<p style="text-align: center;">(青少年に対する教育等のための措置)</p> <p>第15条 県は、学校（学校教育法第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部及び高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）をいう。）において、生徒又は学生が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 27 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第 4 号**

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の一部を改正する条例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例（平成21年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 前文 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 被災者の支援（第21条— <u>第25条の 2</u> ） 第 5 章・第 6 章 略 附則  （広域的避難等） 第25条 略  <u>（被災者の生活復興支援体制の構築）</u> <u>第25条の 2 県及び市町村は、相互に連携し、必要に</u> <u>応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理</u> <u>その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構</u> <u>築し、被災者の生活の復興支援を行うものとする。</u>	目次 前文 第 1 章～第 3 章 略 第 4 章 被災者の支援（第21条— <u>第25条</u> ） 第 5 章・第 6 章 略 附則  （広域的避難等） 第25条 略

附 則

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第5号**

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
(設置)					(設置)				
第2条 略					第2条 略				
2・3 略					2・3 略				
4 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。					4 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第68条の3の規定に基づき、別表第3の2の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。				
5 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。					5 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第116条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。				
6 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。					6 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の4の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	18 鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。								
19	鳥取県地域医療再生基金	県内の医療に係る課題の解決を図るため、医療機能の強化、医師等の確保等を計画的に行う施策の実施に要する経費に充てること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる時。				
20	略								
21	略								
22	略								
23	略								
24	略								
25	略								
26	略								

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険	市町村の介護保険財政の安定化に	(1) 介護保険法第147条	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の

別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て等	運用益金の整理又は処理	処分事由
1 鳥取県介護保険	市町村の介護保険財政の安定化に	(1) 介護保険法第147条	一般会計歳入歳出予算に計	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の



財政 安定 化基 金	資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。	第5項 及び介 護保険 の国庫 負担金 の算定 等に関 する政 令（平 成10年 政 令 第413 号）第 12条の 規定に 基 づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額  (2) 介 護保険 の国庫 負担金 の算定 等に関 する政 令第12 条第1 項第1 号の条 例で定 める割 合は、 計画期 間（介 護保険 法 第 147条 第2項 第1号 に規定 する計	上して 当該基 金に積 立て	財源に充てる とき。	財政 安定 化基 金	資する事 業に必要 な費用に 充てるこ と。	第5項 及び介 護保険 の国庫 負担金 の算定 等に関 する政 令（平 成10年 政 令 第413 号）第 12条の 規定に 基 づ き、一 般会計 歳入歳 出予算 に定め る額  (2) 介 護保険 の国庫 負担金 の算定 等に関 する政 令第12 条第1 項第1 号の条 例で定 める割 合は、 計画期 間（介 護保険 法 第 147条 第2項 第1号 に規定 する計	上して 当該基 金に積 立て	財源に充てる とき。
---------------------	------------------------------------	---	-------------------------	---------------	---------------------	------------------------------------	---	-------------------------	---------------

		画期間をいう。)における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府県内標準給付費等総額で除して得た率とする。						画期間をいう。)における同法第147条第7項に規定する収入の見込額の3分の1に相当する額を同令第12条第1項第1号に規定する都道府県内標準給付費等総額で除して得た率とする。		
2	鳥取県国民健康保険広域化等支援基金	国民健康保険の運営又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための市町村に対する支援の方針の作成、当該方針に定める	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てる	とき。				

					策の実施 その他国 民健康保 険事業の 運営の広 域化又は 国民健康 保険の財 政の安定 化に資す る事業に 必要な費 用に充て ること。				
<u>2</u> 略					<u>3</u> 略				
<u>3</u> 略					<u>4</u> 略				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年3月31日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1の改正規定 平成30年4月1日

(鳥取県国民健康保険広域化等支援基金の処分の特例)

2 鳥取県国民健康保険広域化等支援基金は、その原資となっている国から交付された補助金を国に返還するために必要な経費の財源に充てる等のため、これを処分することができる。

(鳥取県国民健康保険条例の一部改正)

3 鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の表を次のように改める。

改 正 後					改 正 前				
(設置)					(設置)				
第2条 略					第2条 略				
2～4 略					2～4 略				
5 <u>国民健康保険法第81条の2第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>					5 <u>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第6条第1項の規定に基づき、別表第3の3の項の第2欄に掲げる目的に資するため、同項の第1欄に掲げる基金を設置する。</u>				
別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第3（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設 置 目 的	積立て等	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由	名称	設 置 目 的	積立て等	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由

略				略					
3	鳥取県国民健康保険の財政安定化基金	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算（鳥取県特別会計条例第2条の規定により設置される鳥取県国民健康保険運営事業特別会計に係る歳入歳出予算をいう。以下同じ。）に定める額	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。	3	鳥取県国民健康保険の財政安定化基金	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。